

「人事院ネットワークシステムの更改整備及び運用・保守業務一式 調達仕様書(案)」に対する意見及び回答

(様式2)

通し番号	資料名	ページ	項番	資料の記載内容	意見又は修正案	理由	回答
1	調達仕様書(案)	20	5.1.1 設計・構築工程	表 5 成果物及び提出期日等(設計・構築) ・フロアレイアウト図	フロアレイアウト図に関しては貴院全フロアにおいて既存配線等の調査、設置機器の確認をする必要があり、コスト、納期の観点から削減いただけますでしょうか。	既存配線調査等の費用削減及び納期順守のため。	ご意見を踏まえ、要件を削除します。
2	調達仕様書(案)	26	7.2.4 運用・保守チーム責任者	(2) 次期システムと同等規模以上、かつ十分なセキュリティ対策を施したシステムについてのプロジェクトを管理した経験があり、運用業務に関する10年以上の経験を有すること。	仕様書に記載の資格は、設計・構築チーム責任者の向けのもので認識しており、運用・保守チーム責任者の業務経験を以下に緩和していただけますでしょうか。 (2)次期システムと同等規模以上、かつ十分なセキュリティ対策を施したシステムについてのプロジェクトを管理した経験があり、情報処理業務(運用等)に関する10年以上の経験を有すること。	運用・保守チーム責任者の費用を削減するため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (2)次期システムと同等規模以上、かつ十分なセキュリティ対策を施したシステムについてのプロジェクトを管理した経験があり、情報処理業務(運用等)に関する10年以上の経験を有すること。
3	調達仕様書(案)	26	7.2.5 運用・保守チーム運用担当者	(5) 以下のいずれかの資格を有すること(運用・保守チーム責任者による保有も可とする)。また、資格を有する要員は、主管課との打合せに参加すること。 ① 情報処理技術者(ITサービスマネージャ)	運用・保守チーム運用担当者に求める要件としては、「7.2.5 運用・保守チーム運用担当者(2)(3)(4)」に記載の項目で運用業務を遂行することは出来るものと考えております。 該当の資格を有した人材を要件に含めると運用コストも高額になる傾向があるため、運用・保守チーム運用担当者の資格から削除して頂けますでしょうか。	運用・保守チーム責任者の費用を削減するため。	ご意見を踏まえ、当該要件を削除します。
4	要件定義書(案)	1	1.1 利用者	表 1 利用者の区分 (合計 700)	仮想デスクトップライセンスの数としては、700 デスクトップ用意すればよろしいでしょうか。 (文章作成ソフトや表計算ソフトのライセンス数が 760 となっているための確認です。)	必要なライセンス数・費用を把握するため。	表計算ソフトウェア等のライセンスについては、必要数を見直したため、以下のとおり修正します。 2.2.2 文書作成 (ア) Microsoft社 Word 2016またはその後継バージョンのソフトウェアが740名で利用できること。 (イ) ジャストシステム社 一太郎 Pro3またはその後継バージョンのソフトウェアが740名で利用できること。ただし、当該ソフトウェアのライセンスは、バージョンアップ版を導入すること。 2.2.3 表計算 (ア) Microsoft社 Excel 2016またはその後継バージョンによる表計算ソフトウェアが740名で利用できること。 2.2.4 プレゼンテーション (ア) Microsoft社 PowerPoint 2016またはその後継バージョンのプレゼンテーションソフトウェアが740名で利用できること。 表2は、職員用シンクライアント、職員用ファットクライアント及び共用ファットクライアントの最低限必要となる台数のみに着目して整理したものです。表計算ソフトウェア等のライセンスについては、これらに加えて、共用ファットクライアント、運用業務用ファットクライアント等でも利用するため、表2の台数より多くの数が必要になります。なお、必要なクライアント数を再検討した結果、表1及び表2を修正します。 また、上記修正に伴い、以下の点についても修正します。 3.7.4 クライアント要件 (2) ファットクライアント ① 職員用ファットクライアント・共用ファットクライアント (ア) 台数は、40台用意すること。
5	要件定義書(案)	4	2.2 利用者提供機能 2.2.1 仮想デスクトップ	(ウ) アプリケーションのライセンス数を必要最低限に抑え、必要に応じた割当て変更等を可能とするために、OS から分離してパッケージ化し、個別に割当て及び取外しができること。また、そのパッケージは管理者権限のない利用者でも利用できること。	当該項目は製品を1社に限定する仕様となっているため、削除願います。	提案可能な製品の幅を広げることで費用低減が見込めるため。	ご意見を踏まえ、当該要件を削除します。
6	要件定義書(案)	5	2.2 利用者提供機能 2.2.1 仮想デスクトップ	(ス) マスタイメージの変更後、利用者が新規に仮想デスクトップへの接続要求を行った段階で、空いている仮想デスクトップの自動的な割当てができること。 (セ) マスタイメージの変更が発生するまでは、特定の利用者に対して、毎回同一の仮想デスクトップの割当てができること。	記載の内容について、以下の認識で合っておりますでしょうか。 初めて仮想デスクトップへ接続する利用者に対して、空いている仮想デスクトップを自動的に割当てができること。 過去に接続したことのある利用者に対しては、毎回同一の仮想デスクトップの割当てができること。	要件を明確化するため。	ご認識のとおりです。

「人事院ネットワークシステムの更改整備及び運用・保守業務一式 調達仕様書(案)」に対する意見及び回答

(様式2)

通し番号	資料名	ページ	項番	資料の記載内容	意見又は修正案	理由	回答
7	要件定義書(案)	26	1.2 拠点単位のクライアント利用者数 2.2.3 表計算 2.2.4 プレゼンテーション	1.2 拠点単位のクライアント利用者数 表 2 拠点ごとのクライアント台数 計 657 / 32 / 17 2.2.3 表計算 (ア) Microsoft 社 Excel 2016 またはその後継バージョンによる表計算ソフトウェアが 760 名で利用できること。 2.2.4 プレゼンテーション (ア) Microsoft 社 PowerPoint 2016 またはその後継バージョンのプレゼンテーションソフトウェアが 760 名で利用できること。	クライアント利用者数の合計と、表計算ソフトウェアやプレゼンテーションソフトウェアの利用者数が一致していないように見受けられます。表計算およびプレゼンテーションソフトウェアの購入数は 760 で正しいでしょうか。	必要なライセンス数・費用を把握するため。	表計算ソフトウェア等のライセンスについては、必要数を見直したため、以下のとおり修正します。 2.2.2 文書作成 (ア) Microsoft社 Word 2016またはその後継バージョンのソフトウェアが740名で利用できること。 (イ) ジャストシステム社 一太郎 Pro3またはその後継バージョンのソフトウェアが740名で利用できること。ただし、当該ソフトウェアのライセンスは、バージョンアップ版を導入すること。 2.2.3 表計算 (ア) Microsoft社 Excel 2016またはその後継バージョンによる表計算ソフトウェアが740名で利用できること。 2.2.4 プレゼンテーション (ア) Microsoft社 PowerPoint 2016またはその後継バージョンのプレゼンテーションソフトウェアが740名で利用できること。 表2は、職員用シンクライアント、職員用ファットクライアント及び共用ファットクライアントの最低限必要となる台数のみに着目して整理したものです。表計算ソフトウェア等のライセンスについては、これらに加えて、共用ファットクライアント、運用業務用ファットクライアント等でも利用するため、表2の台数より多くの数が必要になります。なお、必要なクライアント数を再検討した結果、表1及び表2を修正します。 また、上記修正に伴い、以下の点についても修正します。 3.7.4 クライアント要件 (2) ファットクライアント ① 職員用ファットクライアント・共用ファットクライアント (ア) 台数は、40台用意すること。
8	要件定義書(案)	13	2.2 利用者提供機能 2.2.18 外部接続	(ア) 運用開始後、院外から次期システムに接続の上、仮想デスクトップを利用することを予定しているため、本調達において、外部接続用機器の設計、構築及び人事院が保有する外部接続用クライアント 16 台分のライセンスを提供すること。	「人事院様が保有する外部接続用クライアント16台分」の設計・構築業務に対応する認識でよろしいでしょうか。	外部接続用クライアントに関する費用を明確化するため。	外部接続に関する要件を見直したため、以下のとおり修正します。 要件定義書 2.2.18 外部接続 (ア) 職員用シンクライアントを用いて院外から次期システムに接続の上、仮想デスクトップを利用することを予定しているため、本調達において、外部接続用機器の設計及び構築を行うこと。 (イ) 外部接続用クライアントは、職員用シンクライアントに限定する。なお、外部接続における同時接続数は、16を想定している。 3.7.4 クライアント要件 (1) シンクライアント ① 職員用シンクライアント (ウ) 14.0インチ以上のA4ノート型であること。 (ケ) 内蔵ディスプレイは、14.0インチ以上のLEDバックライト付きTFTカラーLCDでHD(1,366×768ドット)及び1,677万色(アンチグレア処理)以上であること。 (2) ファットクライアント ② 職員用ファットクライアント・共用ファットクライアント (ウ) 14.0インチ以上のA4ノート型であること。 (キ) 内蔵ディスプレイは、14.0インチ以上のLEDバックライト付きTFTカラーLCDでHD(1,366×768ドット)及び1,677万色(アンチグレア処理)以上であること。 なお、本修正に伴い、調達仕様書の「13.2 閲覧できる資料」について、「(13) 資料13 外部接続クライアントの仕様」を削除し、以降の項番を1つずつ繰り上げます。 調達仕様書 13.2 閲覧できる資料 (13)資料13 利用可能な電源の仕様 (14)資料14 関連する情報システムの一覧

「人事院ネットワークシステムの更改整備及び運用・保守業務一式 調達仕様書(案)」に対する意見及び回答

(様式2)

通し番号	資料名	ページ	項番	資料の記載内容	意見又は修正案	理由	回答
9	要件定義書(案)	13	2.2 利用者提供機能 2.2.18 外部接続	(ア) 運用開始後、院外から次期システムに接続の上、仮想デスクトップを利用することを予定しているため、本調達において、外部接続用機器の設計、構築及び人事院が保有する外部接続用クライアント 16 台分のライセンスを提供すること。	「人事院様が保有する外部接続用クライアント16台分」に必要なOS、ライセンスを明記いただけますでしょうか。	外部接続用クライアントに関する費用を明確化するため。	外部接続に関する要件を見直したため、以下のとおり修正します。 要件定義書 2.2.18 外部接続 (ア) 職員用シンクライアントを用いて院外から次期システムに接続の上、仮想デスクトップを利用することを予定しているため、本調達において、外部接続用機器の設計及び構築を行うこと。 (イ) 外部接続用クライアントは、職員用シンクライアントに限定する。なお、外部接続における同時接続数は、16を想定している。 3.7.4 クライアント要件 (1) シンクライアント ① 職員用シンクライアント (ウ) 14.0インチ以上のA4ノート型であること。 (ケ) 内蔵ディスプレイは、14.0インチ以上のLEDバックライト付きTFTカラーLCDでHD(1,366×768ドット)及び1,677万色(アンチグレア処理)以上であること。 (2) ファットクライアント ② 職員用ファットクライアント・共用ファットクライアント (ウ) 14.0インチ以上のA4ノート型であること。 (キ) 内蔵ディスプレイは、14.0インチ以上のLEDバックライト付きTFTカラーLCDでHD(1,366×768ドット)及び1,677万色(アンチグレア処理)以上であること。 なお、本修正に伴い、調達仕様書の「13.2 閲覧できる資料」について、「(13) 資料13 外部接続クライアントの仕様」を削除し、以降の項番を1つずつ繰り上げます。 調達仕様書 13.2 閲覧できる資料 (13)資料13 利用可能な電源の仕様 (14)資料14 関連する情報システムの一覧
10	要件定義書(案)	14	2.3 システム運用機能 2.3.1 仮想化基盤管理	(キ) パフォーマンス及びトラフィック情報をリアルタイム表示できること。	本項目は、「リアルタイム」から「20秒ごと」に緩和いただけませんか。	弊社で把握している製品では、リアルタイム表示できる製品が存在せず、実現が困難なため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (キ) パフォーマンス及びトラフィック情報を一定の間隔で表示できること。
11	要件定義書(案)	14	2.3 システム運用機能 2.3.1 仮想化基盤管理	(コ) 利用率、トラフィック情報、アラームまたはイベント及びインベントリ情報等のレポートを作成できること。	本項目について「レポートを作成できること」から「グラフをエクスポートできること」に緩和していただけないでしょうか。	弊社で把握している製品では、実現できる製品が存在せず、実現が困難なため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (コ) 利用率、トラフィック情報、アラームまたはイベント及びインベントリ情報等のデータを出力できること。
12	要件定義書(案)	14	2.3 システム運用機能 2.3.1 仮想化基盤管理	(サ) 作成したレポートを CSV 形式のファイルに出力できること。	本項目について「作成したレポートを」から「表示されているグラフ情報を」に緩和していただけないでしょうか。	弊社で把握している製品では、実現できる製品が存在せず、実現が困難なため。	意見11を踏まえた要件の修正に伴い、当該要件を削除します。
13	要件定義書(案)	15	2.3 システム運用機能 2.3.2 監視	(ナ) 物理的に非冗長の構成でもよいが、HA 機能にて速やかに復旧できること。	監視機能を有したサーバは、仮想化基盤サーバ上の仮想サーバとして構築するため、以下の通り修正することをご提案します。 (ナ) 本機能の仮想サーバは冗長構成はせず、仮想化基盤のHA機能にて速やかに復旧できること。	監視機能を有したサーバの冗長構成を明確化するため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (ナ) 本機能のサーバは冗長構成にはせず、仮想化基盤サーバのHA機能にて速やかに復旧できること。
14	要件定義書(案)	20	2.3 システム運用機能 2.3.5 バックアップ管理 (2) バックアップ及びリストア方式	(テ) バックアップは、ハードディスクまたはSSDからハードディスクまたはSSD(「ディスク to ディスク」)の構成で実施できること。ただし、二重障害に備えた追加的な対策(テープバックアップ等)を行うことが望ましい。	共有ストレージからバックアップストレージにディスクtoディスクでバックアップする構成で二重障害の対策は出来るものと考えております。そのため、テープへのバックアップは三重障害の対策となり、過剰投資となりますので、以下の文言は削除することをご提案します。 「ただし、二重障害に備えた追加的な対策(テープバックアップ等)を行うことが望ましい。」	バックアップ機能に関する費用削減のため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (テ) バックアップは、ハードディスクまたはSSDからハードディスクまたはSSD(「ディスク to ディスク」)の構成で実施できること。ただし、追加的な対策(テープバックアップ等)を行うことが望ましい。
15	要件定義書(案)	21	2.3 システム運用機能 2.3.5 バックアップ管理 (3) 世代管理	(ア) フルバックアップ取得周期を1週間とし、毎日差分バックアップを取得すること。 (イ) フルバックアップは2世代以上取得し、フルバックアップ取得中に障害が発生しても1世代前のフルバックアップ取得時の状態まで復旧できること。	Disk To Disk 方式のバックアップにて、2週間分のすべての変更履歴をバックアップ保持するためには、バックアップストレージの容量が大量に必要になってしまうため、費用の観点から3日分程度に緩和いただけませんか	バックアップ機能に関する費用削減のため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (ア) バックアップ取得周期は毎日とし、3世代以上取得すること。 (イ) バックアップ取得中に障害が発生しても1世代前のバックアップ取得時の状態まで復旧できること。

「人事院ネットワークシステムの更改整備及び運用・保守業務一式 調達仕様書(案)」に対する意見及び回答

(様式2)

通し番号	資料名	ページ	項番	資料の記載内容	意見又は修正案	理由	回答
16	要件定義書(案)	21	2.3 システム運用機能 2.3.5 バックアップ管理 (3) 世代管理	(ウ) スナップショット用の領域を考慮した上で適正な容量を確保すること。	仮想マシン(仮想サーバ、仮想デスクトップ)のスナップショットデータは残しておくことでパフォーマンスの低下を招いてしまうことから、スナップショットの取得についてはファイルサーバに限定するほうが現実的かと思えます。 スナップショットの保持期間と取得のタイミングを明記願います。	バックアップ設計の明確化のため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (ウ) ファイルサーバについては、毎日スナップショットを取得し7日分を保持すること。
17	要件定義書(案)	21	2.3 システム運用機能 2.3.7 バッチ配信 (WSUS)	(カ) 物理的に非冗長の構成でもよいが、HA 機能にて速やかに復旧できること。	バッチ配信機能を有したサーバは、仮想化基盤サーバ上の仮想サーバとして構築することが可能であるため、以下の通り修正することをご提案します。 (カ) 本機能のサーバは冗長構成はせず、仮想化基盤サーバのHA機能にて速やかに復旧できること。	バッチ配信機能を有したサーバの冗長化構成を明確化するため。	ご意見を踏まえて、以下のとおり修正します。 (カ) 本機能のサーバは冗長構成にはせず、仮想化基盤サーバのHA機能にて速やかに復旧できること。
18	要件定義書(案)	25	3.6 情報セキュリティに関する事項 3.6.1 不正プログラム対策機能(クライアント) (1) 不正プログラム検知	(シ) サンドボックス解析機能で生成された不審ファイルを持つファイルハッシュ、IP、URL 等のリストを自動でインポートでき、処理(隔離、アクセス拒否、ログのみから選択可等)ができること。 (ス) クライアント上で不正プログラムと断定できない場合、サンドボックス解析機能への自動連携ができ、該当ファイルがリスクレベル高の不正プログラムとして判定された際には、同クライアントだけでなく他のクライアント、サーバ及びゲートウェイにカスタムシグネチャを自動配布し、防御できること。	当該項目は製品を1社に限定する仕様となっているため、削除願います。	提案可能な製品の幅を広げることで費用低減が見込めるため。	クライアントにおけるサンドボックス解析機能は導入しないため、当該要件は削除します。
19	要件定義書(案)	29	3.6 情報セキュリティに関する事項 3.6.6 振る舞い検知機能 (1) 基本要件	(エ) SSL 通信については、複合化した上で不正プログラム検査を実施できること。	SSL通信の複合化については機器に負荷がかかり、ユーザ影響が出る可能性が有るため、削除願います。	パフォーマンス低下を予防するため。	当該要件については、機器が機能として有していればよいため、削除せず、設計の内容に含めるかどうかは、設計・構築時に検討します。 なお、字句に誤りがあるため、以下のとおり修正します。 (エ) SSL通信については、復号化した上で不正プログラム検査を実施できること。
20	要件定義書(案)	40	3.7 情報システム稼働環境に関する事項 3.7.3 ネットワーク機器要件 (7) 振る舞い検知	(ウ) サーバセグメントの通信制御にも使えるよう、10Gbps の Ethernet ポートを2つ以上接続できること。	該当機器の振る舞い検知機能のポートは、サーバセグメントへの接続ではなく、インターネット回線用ファイアウォールと1Gbps Ethernetで接続される認識となります。 1Gbps接続でも十分な性能を満たせるものと考えております。 そのため、本要件は削除して頂けますでしょうか。	機器性能の妥当性をご提案するため。 ハードウェアの費用削減のため。	ご意見を踏まえ、当該要件を削除します。
21	要件定義書(案)	44	3.7 情報システム稼働環境に関する事項 3.7.4 クライアント要件 (2) ファットクライアント	(ニ) 端末紛失時における情報漏えい防止等のため、端末にデータを保持させない仕組みであること。	ファットクライアントにデータ保持させない仕組みについては、別途協議の認識で宜しいでしょうか。 ※「2.2.1 仮想デスクトップ(ナ)」の項目で「ただし、ファットクライアントについては、別途協議とする。」となっているため。	仕様確認のため。	ご認識のとおりですが、ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。 (ニ) 端末紛失時における情報漏えい防止等のため、端末にデータを保持させない仕組みであること。なお、具体的な方法は、受注後に主管課と協議の上、決定すること。
22	要件定義書(案)	54	3.13.3 非定常業務 (7) 証跡管理	(イ) ログの取得対象は以下を想定しているが、主管課と協議の上、決定すること。 ・ 職員用シンクライアント及び職員用ファットクライアントのアクセスログ ・ サーバ、ネットワーク機器等に関するログ 等	証跡管理のログ取得対象に、「仮想デスクトップ」は含まれないのでしょうか。 また、職員用シンクライアントも対象に含まれるのでしょうか。	証跡管理機能の設計範囲明確化のため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (イ) ログの取得対象は以下を想定しているが、主管課と協議の上、決定すること。 ・ 仮想デスクトップ及び職員用ファットクライアントに関するログ ・ サーバ、ネットワーク機器等に関するログ 等
23	要件定義書(案)	8	2.2.9(コ)(シ)	(コ) 利用者ごとにメールボックスの容量制限ができること。 (シ) 利用者のメールボックスが制限値を超過した場合、利用者に対して警告メール等の通知ができること。	(コ)においてメールボックスの容量を制限し、(シ)にて制限値を超過した場合、警告メールがメールボックスに格納されなくなりますが、メールボックスの制限値と警告メール等の通知の制限値は異なるという認識でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 (シ) 利用者のメールボックスが閾値を超過した場合、利用者に対して警告メール等の通知ができること。
24	要件定義書(案)	8	2.2.9(ソ)	メールデータが移行できること。	これは、「現行システムからのメール移行が次期システムへできること。」という認識でよろしいでしょうか。		現行システムから次期システムへの移行に加え、次期システムから次々期システムへの移行の容易性も勘案していただきたいという趣旨です。
25	要件定義書(案)	25	3.6.1(1)(コ)	POP3メールにおける不正プログラム検索を実行できること。	IMAP(s)メールにおける不正プログラム検索を実行できること。	8ページの2.2.9電子メール送受信(カ)において、「メールクライアントからの受信要求はIMAP(s)に対応すること。」という記述がありますので、記載修正を提案いたします。	メールセキュリティ対策については、「3.6.3 メールセキュリティ対策」で定義しているため、当該要件は削除します。
26	要件定義書(案)	37	3.7.3(1)(シ)	IPv4 Dynamic Routing Protocolは、RIPv2、OSPF、EIGRP及びBGPをサポートできること。	IPv4 Dynamic Routing Protocolは、RIPv2、OSPF及びBGPをサポートできること。	EIGRPは特定製造元の独自IPv4 Dynamic Routing Protocolの為、製造ベンダが制限されてしまいますので、柔軟な製品選定の観点から項目削除をお願いいたします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (シ) IPv4 Dynamic Routing Protocolは、RIPv2、OSPF及びBGPをサポートできること。
27	調達仕様書(案)	25	3.6.1 不正プログラム対策機能(クライアント) (1) 不正プログラム検知 - (ウ)	評価結果は各クライアントのメモリ上で一定時間キャッシュできること	以下のように修正することを推奨いたします。 【修正内容】 評価結果はアクセスの都度得られること。	サイトの改ざんやウイルス感染するなど、サイトの評価が下がりキャッシュの有効性が損なわれる可能性があるため。	ご意見を踏まえ、当該要件を削除します。

「人事院ネットワークシステムの更改整備及び運用・保守業務一式 調達仕様書(案)」に対する意見及び回答

(様式2)

通し番号	資料名	ページ	項番	資料の記載内容	意見又は修正案	理由	回答
28	調達仕様書(案)	25	3.6.1 不正プログラム対策機能(クライアント)-(1)不正プログラム検知-(エ)	不正プログラムに感染したクライアントに対して、改ざんされたレジストリ及び設定ファイルの復旧並びに起動している不正プログラムのプロセスを停止できること。また、それらの関連ファイルを自動的に更新できること。	以下のように修正することを推奨いたします。 【修正内容】不正プログラムに感染したクライアントに対して、起動している不正プログラムのプロセスを停止あるいは、不正プログラムのファイルを削除できること。	未知の不正プログラムの場合、改ざんされたレジストリや設定ファイルを復旧することは極めて困難と考えるため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ※他の要件の削除に伴い、項番を変更しています。 (ウ) 不正プログラムに感染したクライアントに対して、起動している不正プログラムのプロセスを停止または、不正プログラムのファイルを削除できること。
29	調達仕様書(案)	25	3.6.1 不正プログラム対策機能(クライアント)-(1)不正プログラム検知-(オ)	検知された不正プログラム名などの情報で、プロセスの停止、レジストリキーの削除及びファイルの削除ができること。	以下のように修正することを推奨いたします。 【修正内容】検知された不正プログラム名、ファイルハッシュあるいはファイルパスなど不正プログラムを特定するための情報を使用することで、プロセスの停止、レジストリキーの削除及びファイルの削除ができること。	既知の不正プログラムだけでなく、未知の不正プログラムの対処ができるようにするため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ※他の要件の削除に伴い、項番を変更しています。 (エ) 検知された不正プログラム名、ファイルハッシュまたはファイルパスなど不正プログラムを特定するための情報を使用することで、プロセスの停止、レジストリキーの削除及びファイルの削除ができること。
30	調達仕様書(案)	25	3.6.1 不正プログラム対策機能(クライアント)-(1)不正プログラム検知-(ケ)	新種の不正プログラムに対処する予防ポリシーファイルにより、これら不正プログラムの侵入を予防できること。	予防ポリシーファイルとはどのような定義がされているファイルでしょうか？		ご意見を踏まえ、当該要件を削除します。
31	調達仕様書(案)	25	3.6.1 不正プログラム対策機能(クライアント)-(1)不正プログラム検知-(ソ)	メール、SNMPトラップ及びWindowsイベントログによる通知ができること。	以下のように修正することを推奨いたします。 【修正内容】メール、SNMPトラップによる通知ができること。	管理者に対する通知ということであれば、ローカルコンピュータ上のWindowsイベントログに記録されていても、管理者はそれを把握できないため。また他のアプリケーションイベントのログ量によっては削除されてしまう可能性があるため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ※他の要件の削除に伴い、項番を変更しています。 (ケ) メール及びSNMPトラップによる通知ができること。
32	調達仕様書(案)	26	3.6.1 不正プログラム対策機能(仮想化基盤)-(1)不正プログラム検知-(カ)	新種の不正プログラムに対処する予防ポリシーファイルにより、これら不正プログラムの侵入を予防できること。	予防ポリシーファイルとはどのような定義がされているファイルでしょうか？		ご意見を踏まえ、当該要件を削除します。
33	調達仕様書(案)	5	2. 調達案件の概要に関する事項 2.4 調達範囲	図2 本調達における設計・構築・運用の範囲	【意見】記載要件が誤記と考えられ、記載要件の修正をお願いします。 図2 「拠点接続用ルータ」は、本調達における設計・構築・運用の範囲内が誤記と考えられ、以下要件に修正をお願いします。 図2 「拠点接続用ルータ」は、本調達における設計・構築・運用の範囲外	記載要件が誤記と考えられるため。 1)複数のルータが存在しますが、「拠点接続用ルータ」のみ設計・構築・運用が範囲内となっています。 2)図1では、「拠点接続用ルータ」が賃貸借範囲外となっており、賃貸借範囲外物品の設計・構築・運用を行うことは、責任範囲が不明確になります。 3)「拠点接続用ルータ」は、図2では運用範囲と記載されていますが、要件定義書(案)「3.13 運用に関する事項」では運用対象として記載されていません。	拠点接続用ルータは、設計・構築の範囲外ですが、死活監視やトラフィック監視等の対象となるため、運用業務の範囲には含まれます。この点を踏まえ、以下のとおり修正します。 図2 本調達における設計・構築・運用の範囲 ※2 範囲外としているものについても、拠点接続用ルータの監視やネットワーク設定等、必要な作業は本調達に含む。
34	調達仕様書(案)	5	2. 調達案件の概要に関する事項 2.4 調達範囲	図2 本調達における設計・構築・運用の範囲	【質問】図2 「政府共通PF 人事院ホームページ」のセキュリティパッチ適用のみが範囲内であることについて、以下の作業内容の認識でよろしいでしょうか。 セキュリティパッチ適用作業において、貴院側から提示された適用パッチ媒体と作業手順書に基づいて作業を行うこと。	記載要件を明確にするため。 1)「政府共通PF 人事院ホームページ」の機器やその上で動作しているソフトウェアが不明なため、セキュリティパッチ適用の要件だけでは、作業工数が見積れません。 2)パッチ適用後の正常性確認が、構築ベンダーでないとわからない可能性があり、作業の安全性が確認されている内容とすることが責任範囲として明確になります。 3)「政府共通PF 人事院ホームページ」機器の設計・構築内容が不明であるため、提示を受けたパッチを使用し、パッチ適用作業を安全に実施するための作業手順書の提供をお願いしたい。	ご認識のとおりです。
35	調達仕様書(案)	15	4. 作業の実施内容に関する事項 4.1.4 構築 (3) ソフトウェアのインストール・設定	② 主管課、通信回線事業者及びプリンタ事業者と調整の上、パラメータチューニング、通信回線に係る設定、プリンタドライバのインストール等、必要な設定作業を行うこと。	【質問】本要件の「パラメータチューニング、通信回線に係る設定」というのは、本調達範囲内の機器に通信回線事業者から適用の提示をされた通信回線に係るチューニング、設定を行うという認識でよろしいでしょうか。	記載要件を明確にするため。 1)通信回線側が調達する機器の設定は通信回線一式側の責任、役割範囲と認識しています。 2)通信回線一式側から提示された本調達機器に反映できる設定内容を適用させる要件であることの確認をさせていただきます。	ご認識のとおりです。
36	調達仕様書(案)	18	4. 作業の実施内容に関する事項 4.2 運用・保守に係る作業	4.2.2 運用に関わる作業	【質問】運用に関わる詳細要件は、要件定義書(案)「3.13 運用に関する事項」にあり、その要件を満足すればよいという認識でよろしいでしょうか。	記載要件を明確にするため。 1)運用に係る作業の要件が、調達仕様書と要件定義書内に記載されています。調達仕様書記載の要件を具体的詳細化した内容が要件定義書に記載されており、要件定義書を満たすことにより、調達仕様書の要件を満たしていることの確認をさせていただきます。	ご認識のとおりです。
37	調達仕様書(案)	19	4. 作業の実施内容に関する事項 4.2 運用・保守に係る作業	4.2.3 保守に関わる作業	【質問】保守に関わる詳細要件は、要件定義書(案)「3.14 保守に関する事項」にあり、その要件を満足すればよいという認識でよろしいでしょうか。	記載要件を明確にするため。 1)保守に係る作業の要件が、調達仕様書と要件定義書内に記載されています。調達仕様書記載の要件を具体的詳細化した内容が要件定義書に記載されており、要件定義書を満たすことにより、調達仕様書の要件を満たしていることの確認をさせていただきます。	ご認識のとおりです。

「人事院ネットワークシステムの更改整備及び運用・保守業務一式 調達仕様書(案)」に対する意見及び回答

(様式2)

通し番号	資料名	ページ	項番	資料の記載内容	意見又は修正案	理由	回答
38	調達仕様書(案)	24~25	7. 作業の実施体制・方法に関する事項 7.1 作業実施体制表 7 各要員の役割(想定)	No.4 設計・構築チーム 責任者 ・他の役割との兼務は不可とする。 No.6 運用・保守チーム 責任者 ・他の役割との兼務は不可とする。	【質問】 No.4 設計・構築チーム 責任者とNo.6 運用・保守チーム 責任者は、図5 作業スケジュール概要(想定)にあるとおり、作業スケジュールが重複していないことから、両者が他の役割との兼務にあたらないという認識でよろしいでしょうか。	記載要件を明確にするため。 1)責任者としてのフェーズが異なり、各々の責任者要件を満たしていれば、設計・構築チーム責任者と運用・保守チーム責任者が同一者であっても業務遂行上影響がないと考えます。 2)責任者が同一であることにより、設計・構築から運用への移行もスムーズに行うことができ、貴院とのコミュニケーションに対してもメリットを生じさせるものと考えます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 No.4 設計・構築チーム 責任者 ・設計・構築チーム担当者及び運用・保守チーム担当者との兼務は不可とする。 No.6 運用・保守チーム 責任者 ・設計・構築チーム担当者及び運用・保守チーム担当者との兼務は不可とする。
39	調達仕様書(案)	25	7. 作業の実施体制・方法に関する事項 7.2 要員に求める資格等の要件 7.2.1 統括責任者	(2) 官公庁における情報システムの設計・構築または運用のいずれかにおいて、プロジェクトを管理した経験が10年以上あり、設計・構築または運用・保守業務に関する10年以上の経験を有すること。	【意見】 要件緩和をお願いしたく、以下内容に記載要件の変更をお願いします。 (2) 官公庁またはその所管の独立行政法人における情報システムの設計・構築または運用のいずれかにおいて、プロジェクトを管理した経験が10年以上あり、設計・構築または運用・保守業務に関する10年以上の経験を有すること。	要件緩和をお願いするため。 1)官公庁の外郭団体である独立行政法人での実績も含めた経験としていただきたい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (2) 官公庁または独立行政法人における情報システムの設計・構築または運用のいずれかにおいて、プロジェクトを管理した経験が10年以上あり、設計・構築または運用・保守業務に関する10年以上の経験を有すること。
40	調達仕様書(案)	25	7. 作業の実施体制・方法に関する事項 7.2 要員に求める資格等の要件 7.2.1 統括責任者	(3) 官公庁における情報システム(利用者1,000人以上)の設計・構築または運用に関する統括責任者としての業務経験を2件以上有すること。	【意見】 要件緩和をお願いしたく、以下内容に記載要件の変更をお願いします。 (3) 官公庁またはその所管の独立行政法人における情報システム(利用者1,000人以上)の設計・構築または運用に関する統括責任者としての業務経験を2件以上有すること。	要件緩和をお願いするため。 1)官公庁の外郭団体である独立行政法人での実績も含めた経験としていただきたい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (3) 官公庁または独立行政法人における情報システム(利用者1,000人以上)の設計・構築または運用に関する統括責任者としての業務経験を2件以上有すること。
41	調達仕様書(案)	26	7. 作業の実施体制・方法に関する事項 7.2 要員に求める資格等の要件 7.2.3 設計・構築チーム担当者	(2) 担当者のうち、いずれかが以下の経験を有すること。 ① 次期システムと同等規模以上のシステムについて、5年以上の設計・構築経験(当該経験を有する者は専任とすること) ② 次期システムと同等規模以上のシステムについて、仮想デスクトップの設計・構築経験 ③ 次期システムと同等規模以上のシステムについて、情報セキュリティ対策の設計・構築経験 ④ 次期システムと同等規模以上のシステムについて、ネットワークの設計・構築経験	【質問】 ①~④の経験を必ず各1人ずつ有することではなく、例えば、①の経験を持つものが②や③の経験を有している場合でも要件を満たすという認識でよろしいでしょうか。	記載要件を明確にするため。 1)経験要件毎に複数の構築担当者を持つ体制が必須であると、必要以上のコストアップになります。 2)要件を満たす担当者が含まれているという体制により問題なく構築を進めることができると考えます。	ご認識のとおりです。
42	調達仕様書(案)	26	7. 作業の実施体制・方法に関する事項 7.2 要員に求める資格等の要件 7.2.4 運用・保守チーム責任者	(2) 次期システムと同等規模以上、かつ十分なセキュリティ対策を施したシステムについてのプロジェクトを管理した経験があり、運用業務に関する10年以上の経験を有すること。	【意見】 要件緩和をお願いしたく、以下内容に記載要件の変更をお願いします。 (2)次期システムと同等規模以上、かつ十分なセキュリティ対策を施したシステムについてのプロジェクトを管理した経験があり、情報処理業務(運用等)に関する10年以上の経験を有すること。	要件緩和をお願いするため。 1)「運用業務を」10年以上と限定されていますが、7.2.5 運用・保守チーム運用担当者(3)の記載の「情報処理業務(運用等)経験」の方が、設計・構築の視点までを有する運用要員の配置ができます。貴院としても有益であると考えます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (2)次期システムと同等規模以上、かつ十分なセキュリティ対策を施したシステムについてのプロジェクトを管理した経験があり、情報処理業務(運用等)に関する10年以上の経験を有すること。
43	調達仕様書(案)	26	7. 作業の実施体制・方法に関する事項 7.2 要員に求める資格等の要件 7.2.5 運用・保守チーム運用担当者	(4) 常駐する要員のうち、1名以上は仮想デスクトップを用いた運用経験を有すること。	【意見】 要件緩和をお願いしたく、記載要件の削除をお願いします。 (4) 常駐する要員のうち、1名以上は仮想デスクトップを用いた運用経験を有すること。	要件緩和をお願いするため。 1)本要件は「(2)次期システムで導入する主要な製品における運用経験を有する要員を配置すること。」と一部重複していると考えます。 2)「仮想デスクトップの運用経験を有する」と限定することで、人件費単価を増加させることとなります。	ご意見を踏まえ、当該要件を削除します。
44	調達仕様書(案)	26~27	7. 作業の実施体制・方法に関する事項 7.2 要員に求める資格等の要件 7.2.5 運用・保守チーム運用担当者	(5) 以下のいずれかの資格を有すること(運用・保守チーム責任者による保有も可とする)。また、資格を有する要員は、主管課との打合せに参加すること。 ① 情報処理技術者(ITサービスマネージャ)	【意見】 要件緩和をお願いしたく、記載要件の削除をお願いします。 (5) 以下のいずれかの資格を有すること(運用・保守チーム責任者による保有も可とする)。また、資格を有する要員は、主管課との打合せに参加すること。 ① 情報処理技術者(ITサービスマネージャ)	要件緩和をお願いするため。 1)一般的に高度な資格を有する人材は、人件費は高額であり、運用員においては、資格要件もさることながらスキルマッチ及び構築から運用員への引継ぎが更に重要と考えます。 2)高度な資格を有する人材の主計課との打合せ参加の必須は、要件として非常に厳しいものと考えます。	ご意見を踏まえ、当該要件を削除します。
45	調達仕様書(案)	31	12. 特記事項	(3) 本調達の契約終了時に本調達で導入する機器等の撤去を行うこと。	【意見】 要件緩和をお願いしたく、記載要件の削除をお願いします。 (3) 本調達の契約終了時に本調達で導入する機器等の撤去を行うこと。	要件緩和をお願いするため。 1)契約終了時の作業となるため、現時点における作業費用は相応のリスク(人件費増加等)を考慮する必要があり、費用が増大します。契約終了時に合わせて実施した方が費用を抑制でき、貴院にとって望ましいものと考えます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (3) 本調達の契約終了時に本調達で導入する機器等の撤去を行うことが望ましい。
46	要件定義書(案)	4~5	2. 機能要件の定義 2.2 利用者提供機能 2.2.1 仮想デスクトップ	(ウ) アプリケーションのライセンス数を必要最低限に抑え、必要に応じた割当て変更等を可能とするために、OSから分離してパッケージ化し、個別に割当て及び取外しができること。また、そのパッケージは管理者権限のない利用者でも利用できること。	【意見】 製品選定の幅を広げるため、記載要件の削除をお願いします。 (ウ) アプリケーションのライセンス数を必要最低限に抑え、必要に応じた割当て変更等を可能とするために、OSから分離してパッケージ化し、個別に割当て及び取外しができること。また、そのパッケージは管理者権限のない利用者でも利用できること。	製品選定の幅を広げるため。 1)弊社が想定する製品のメーカーに確認したところ、この機能の仕様変更が行われる可能性があるとの見解があり、納品時に要件を満たせない可能性があります。製品が限定されることから、要件緩和をお願いします。	ご意見を踏まえ、当該要件を削除します。

「人事院ネットワークシステムの更改整備及び運用・保守業務一式 調達仕様書(案)」に対する意見及び回答

(様式2)

通し番号	資料名	ページ	項番	資料の記載内容	意見又は修正案	理由	回答
47	要件定義書(案)		5	2. 機能要件の定義 2.2 利用者提供機能 2.2.1 仮想デスクトップ	(ス) マスタイメージの変更後、利用者が新規に仮想デスクトップへの接続要求を行った段階で、空いている仮想デスクトップの自動的な割当てができること。 【意見】 製品選定の幅を広げるため、記載要件の変更をお願いします。 (ス) 利用者が新規に仮想デスクトップへの接続要求を行った段階で、空いている仮想デスクトップの自動的な割当てができること。	要件緩和をお願いするため。 1)製品によっては、マスタイメージ変更後も利用者は同一の仮想デスクトップを利用することができます。これにより運用の管理負担を軽減することもできるため、要件緩和をお願いします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ※他の要件の削除に伴い、項番を変更しています。 (シ) 利用者が新規に仮想デスクトップへの接続要求を行った段階で、空いている仮想デスクトップの自動的な割当てができること。
48	要件定義書(案)		5	2. 機能要件の定義 2.2 利用者提供機能 2.2.1 仮想デスクトップ	(セ) マスタイメージの変更が発生するまでは、特定の利用者に対して、毎回同一の仮想デスクトップの割当てができること。 【意見】 製品選定の幅を広げるため、記載要件の変更をお願いします。 (セ) 仮想デスクトップを割り当てた利用者については、マスタイメージが変更されても、同一の仮想デスクトップの割り当てができること。	要件緩和をお願いするため。 1)製品によっては、マスタイメージ変更後も利用者は同一の仮想デスクトップを利用することができます。これにより運用の管理負担を軽減することもできるため、要件緩和をお願いします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ※他の要件の削除に伴い、項番を変更しています。 (ス) 仮想デスクトップを割り当てた利用者については、マスタイメージが変更されても、同一の仮想デスクトップの割り当てができること。
49	要件定義書(案)		7	2. 機能要件の定義 2.2 利用者提供機能 2.2.8 リアルタイムコミュニケーション	(ウ) 他の利用者のログイン状況が確認できること。 (エ) 他の利用者の在席状況を確認した上で、クライアントからコミュニケーションを開始できること。 【意見】 記載要件が重複していると考えられ、以下記載要件の削除をお願いします。 (ウ) 他利用者のログイン状況が確認できること。	記載要件を明確にするため。 1)「ログイン状況」と「在籍状況」が同じ意味合いであれば(ウ)と(エ)は重複していると考えます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (エ) 他利用者のログイン状況を確認した上で、クライアントからコミュニケーションを開始できること。
50	要件定義書(案)		7	2. 機能要件の定義 2.2 利用者提供機能 2.2.8 リアルタイムコミュニケーション	(オ) クライアントから1対1及び複数人でのリアルタイムなファイル交換及び画面共有ができること。 (カ) クライアントから1対1及び複数人でのリアルタイムな画面共有ができること。 【意見】 記載要件を明確にするため、以下内容に記載要件の変更及び削除をお願いします。 (オ) クライアントから1対1及び複数人でのリアルタイムなファイル交換ができること。 (カ) クライアントから1対1及び複数人でのリアルタイムな画面共有ができること。	記載要件を明確にするため。 1) 2.2.8 リアルタイムコミュニケーションの(オ)と(カ)で、「画面共有ができること」の記載要件が重複されているため、(カ)のみに記載とし、(オ)では「ファイル交換ができること」にする方が本要件を正確に理解できると考えます。 2)「ファイル交換できること」とは、リアルタイムコミュニケーション上で、クライアント間でファイル共有するためにチャット上にアップロードした電子ファイルをチャット共有しているクライアントは電子ファイルを参照できる要件であると認識します。 3)「画面共有できること」とは、利用者間でチャットを行っている際は、チャットの内容がリアルタイムに各利用者の画面に表示されることと理解しており、不要な要件のため削除をお願いいたします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (オ) クライアントから1対1でのリアルタイムなファイル交換ができること。 (カ) クライアントから1対1及び複数人でのリアルタイムな画面共有ができること。 また、上記修正に伴い、以下の点についても修正します。 調達仕様書 表 3 次期システムで導入する主な機能 7 リアルタイムコミュニケーション クライアントから1対1の利用者間でテキスト等によるコミュニケーションを行う。
51	要件定義書(案)		7	2. 機能要件の定義 2.2 利用者提供機能 2.2.8 リアルタイムコミュニケーション	(ク) 利用者の利用停止及び組織の階層管理ができること。 【意見】 要件の目的を明記した要件明確化のため、以下内容に記載要件の変更をお願いします。 (ク) 利用者の利用停止ができること。組織の階層表示ができること。	記載要件を明確にするため。 1)リアルタイムコミュニケーションを行う上で、コミュニケーションを行いたい相手先の利用者を選択する際に、階層表示された組織から相手先の利用者を選択できる趣旨の要件であると認識します。	相手先の選択において組織の階層表示は不要と判断したため、以下のとおり修正します。 ※他の要件の削除に伴い、項番を変更しています。 (キ) 利用者の利用停止ができること。
52	要件定義書(案)		7	2. 機能要件の定義 2.2 利用者提供機能 2.2.8 リアルタイムコミュニケーション	(シ) システム管理者による履歴の確認及び削除ができること。 【意見】 製品選定の幅を広げるため、以下内容に記載要件の変更をお願いします。 (シ) システム管理者による履歴の確認ができること。	製品選定の幅を広げるため。 1)リアルタイムコミュニケーションの製品によっては、管理者といえども不用意にログを削除させない製品もあります。製品選定の幅を広げるためにも「履歴の削除」の要件削除をお願いします。 2)本要件の趣旨は、リアルタイムコミュニケーションの履歴が残せることであると考えます。ログが削除できない場合でも、ログ保管容量を設計し、導入させます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ※他の要件の削除に伴い、項番を変更しています。 (サ) システム管理者によるログの確認ができること。
53	要件定義書(案)		7~8	2. 機能要件の定義 2.2 利用者提供機能	2.2.9 電子メール送受信 【意見】 電子メールの可用性を考慮し、以下の記載要件の追加をお願いします。 (タ) 電子メール送受信機能は、メールボックスデータベース ファイルの破損に備え冗長化をとること。	No.22【意見】と合わせて、記載要件を明確にするため。 1)電子メール送受信機能を冗長化させることが不明確となっており、要件定義書(案)では、冗長化が要求されていないと認識します。 2)電子メール送受信機能を冗長化すると、サーバ数、ファイルサーバ容量、バックアップ容量が倍となり、機器選定や構築に影響があるため、要件の明確化をお願いします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 (タ) 電子メール送受信機能は、メールボックスデータベースファイルの破損に備え、冗長化すること。
54	要件定義書(案)		8	2. 機能要件の定義 2.2 利用者提供機能 2.2.9 電子メール送受信	(サ) 一人当たりのメールボックス容量は8GB以上とすること。 【意見】 No.21【意見】を含めて、以下内容に記載要件の変更をお願いします。 (サ) 一人当たりのメールボックス容量は4GB以上とすること。	No.21【意見】と合わせて、記載要件を明確にするため。 1) 現要件定義書では、電子メール送受信機能の冗長化をせずに、メールボックス容量は8GB以上と認識できます。No.21【意見】で電子メール送受信機能を冗長化した場合には、メールボックスデータベース ファイル破損に備えることから、メールボックスは、正(メールボックスデータベース)と副(メールボックスデータベースのコピー)の2つを持つます。それによりメールボックスデータベース容量は単純計算して2倍の容量を必要とします。現要件定義書で想定されている機器容量内で納める場合には、メールボックス容量を半分の4GB以上にする必要があります。 2) 電子メール送受信機能を冗長化とし、メールボックス容量を8GB以上にした場合には、機器追加としては、台数が増え、高額となり費用としてかなりインパクトを持ちます。要件をメール機能を冗長化として、メールボックス容量を4GB以上とする変更をお願いします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (サ) 一人当たりのメールボックス容量は4GB以上とすること。

「人事院ネットワークシステムの更改整備及び運用・保守業務一式 調達仕様書(案)」に対する意見及び回答

(様式2)

通し番号	資料名	ページ	項番	資料の記載内容	意見又は修正案	理由	回答
55	要件定義書(案)	9	2. 機能要件の定義 2.2 利用者提供機能 2.2.10 ファイル共有 (1) 基本要件	(エ) ファイルサーバ上に保管されたファイルについては、定期的にフルスキャンによるウイルスチェックができること。	【意見】 ウイルスチェック方法を明確にするため、以下の記載要件の追加をお願いします。 (オ) ファイルサーバ専用ウイルスチェック機能を設け、ファイルサーバに潜む不正プログラムのリアルタイムスキャンとフルスキャンを行う専用サーバを導入すること。	記載要件を明確にするため。 1)現在の要件では、ファイルサーバ内のウイルスチェックはクライアント側のウイルスチェック機能を使わせるのか、ファイルサーバ専用ウイルスチェック機能を持たせるのかあいまいとなっています。 2)全利用者がクライアントのネットワークドライブ(共有フォルダ)に対してフルスキャンを行うと、仮想化基盤サーバ及びファイルサーバが著しく高負荷になると想定されます。そのためファイルサーバに潜む不正プログラムのリアルタイムスキャンとフルスキャンを行う専用サーバを導入することとして要件の追加をお願いします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (エ) ファイルサーバ上に保管されたファイルについては、定期的にフルスキャンによるウイルスチェックができること。なお、フルスキャンによる業務への影響を可能な限り小さくする仕組みとすること。
56	要件定義書(案)	12~13	2. 機能要件の定義 2.2 利用者提供機能	2.2.17 ファイル転送	【意見】 ファイル転送で必要となる電子ファイルの保管容量を明確にするため、以下の記載要件の追加をお願いします。 (ヤ) 電子ファイルの保管に使用するストレージは、利用者全体で400GB以上とすること。	記載要件を明確にするため。 1)ユーザがファイル転送のためのファイルアップロード、ダウンロードさせるための保管領域により、製品選定等の機種、費用が変わってきます。ファイル保管容量の要件提示をお願いします。 2)弊社が提案させていただいた想定では、400GB程度のファイル保管容量を考えています。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (モ)ファイルの保存に使用するストレージは、利用者全体で100GB以上とすること。 (ヤ)オンプレミスによる構築または外部サービスの利用どちらの提案も可能とするが、上記(ア)から(モ)の要件を満たすこと。
57	要件定義書(案)	18	2. 機能要件の定義 2.3 システム運用機能 2.3.3 統合資産管理 (4) レポート機能	(キ) 集計結果は、CSVファイルとしてダウンロードできること。	【意見】 製品選定の幅を広げるため、以下内容に記載要件の変更をお願いします。 (キ) 集計結果はEXCELファイルまたはCSVファイルとしてダウンロードできること。	製品選定の幅を広げるため。 1)製品の中には、集計結果をEXCELの形で作成するものがあります。特に「(4) レポート機能」-「(ア) 収集されたログを集計及びグラフ化に対して、そのグラフ化に使用したデータをEXCEL上でレポートデータを閲覧できます。CSVファイルを報告のために加工する必要がなくなり、その製品を採用できれば貴院にとって運用工数削減から有効と考えます。 2)CSVファイルへの変換は、ダウンロードしたEXCELファイルをEXCEL上でCSVファイルにすることで要件を満たすことができます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (キ) 集計結果は、Excelファイル、CSVファイル等としてダウンロードできること。
58	要件定義書(案)	19	2. 機能要件の定義 2.3 システム運用機能 2.3.3 統合資産管理 (7) デバイス管理	(ア) 仮想デスクトップ、職員用ファットクライアント及び運用業務用ファットクライアントへのUSBデバイスの接続の可否を設定できること。	【質問】 私物のUSBデバイス等の接続を制御するため、USBデバイスの個体識別ができ、USBデバイス個体での制御(使用可/使用不可/書き込み禁止)する要件が含まれているとの認識でよろしいでしょうか。	記載要件を明確にするため。 1)本要件の内容では、管理していないUSBデバイス(私物のUSBデバイス等)を接続することも可能となります。USBデバイスは個体識別でき、USBデバイス個体での制御(使用可/使用不可/書き込み禁止)ができる要件を含めておくことが、貴院のセキュリティ対策として有効と考えます。	USBデバイスの個別制御は求めておりませんが、ご提案いただくことは妨げません。 なお、要件を明確にするため、以下のとおり修正します。 (ア) 仮想デスクトップ、職員用ファットクライアント及び運用業務用ファットクライアントへのUSBデバイスの接続について、不可とする設定をすること。
59	要件定義書(案)	21	2. 機能要件の定義 2.3 システム運用機能 2.3.5 バックアップ管理 (3) 世代管理	(ア) フルバックアップ取得周期を1週間とし、毎日差分バックアップを取得すること。	【意見】 利用者の使用ファイル復旧とシステム復旧を明確化するため、本要件の変更をお願いします。 (ア) バックアップ取得周期は毎日とし、3世代以上取得すること。	要件緩和をお願いするため。 1)ファイル共有内のデータの保全が重要と考えており、ファイル共有のバックアップは「(ウ) スナップショット用の領域を考慮した上で適正な容量を確保すること。」で担保するものと理解しています。本要件でのバックアップはシステム復旧を目的としたバックアップとして理解しております。 2)システム復旧を目的とした場合、バックアップデータを3世代分保持しておくことで目的を充足でき、またストレージコストを削減できることから、要件の変更をお願いします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (ア) バックアップ取得周期は毎日とし、3世代以上取得すること。
60	要件定義書(案)	21	2. 機能要件の定義 2.3 システム運用機能 2.3.5 バックアップ管理 (3) 世代管理	(イ) フルバックアップは2世代以上取得し、フルバックアップ取得中に障害が発生しても1世代前のフルバックアップ取得時の状態まで復旧できること。	【意見】 上記で、「(ア) バックアップ取得周期は毎日とし、3世代以上取得すること。」に変更したことにより、要件変更をお願いします。 (イ) バックアップは3世代以上取得し、バックアップ取得中に障害が発生しても1世代前のバックアップ取得時の状態まで復旧できること。	要件緩和をお願いするため。 1)上記で、「(ア) バックアップ取得周期は毎日とし、3世代以上取得すること。」に変更したことにより、要件変更をお願いします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (イ) バックアップ取得中に障害が発生しても1世代前のバックアップ取得時の状態まで復旧できること。
61	要件定義書(案)	21	2. 機能要件の定義 2.3 システム運用機能 2.3.5 バックアップ管理 (3) 世代管理	(ウ) スナップショット用の領域を考慮した上で適正な容量を確保すること。	【質問】 「スナップショット用の領域」とは、スナップショット領域が要件として定義されている(2)ファイル共有ストレージの要件にあるスナップ領域に対しての要件の認識でよろしいでしょうか。 (3.7.2 ストレージ要件 (2)ファイル共有ストレージに(オ)(カ))	記載要件を明確にするため。 1)ファイル共有ストレージのみスナップショット領域が要件であることの認識をしており、認識の確認をお願いしたい。 2)認識が異なると調達する機器、設計に影響が生じます。	ご認識のとおりです。なお、当該要件については、意見16を踏まえ、以下のとおり修正します。 (ウ) ファイルサーバについては、毎日スナップショットを取得し7日分を保持すること。
62	要件定義書(案)	21	2. 機能要件の定義 2.3 システム運用機能 2.3.7 パッチ配信 (WSUS)	(キ) Windowsセキュリティパッチをシンクライアント及び職員用ファットクライアントへ配布できること。	【質問】 「Windowsセキュリティパッチをシンクライアント及び職員用ファットクライアントへ配布できること。」とありますが、「Windowsセキュリティパッチを仮想デスクトップ及び職員用ファットクライアントへ配布できること。」の認識でよろしいでしょうか。	記載要件を明確にするため。 1)Windowsセキュリティパッチは、シンクライアントではなく、シンクライアント上で稼働させる仮想デスクトップのOSに適用させるものと考えます。弊社認識の確認をお願いします。	ご認識のとおりです。

「人事院ネットワークシステムの更改整備及び運用・保守業務一式 調達仕様書(案)」に対する意見及び回答

(様式2)

通し番号	資料名	ページ	項番	資料の記載内容	意見又は修正案	理由	回答
63	要件定義書(案)	25	3. 非機能要件の定義 3.6 情報セキュリティに関する事項 3.6.1 不正プログラム対策機能(クライアント) (1) 不正プログラム検知	(シ) サンドボックス解析機能で生成された不審ファイルを持つファイルハッシュ、IP、URL等のリストを自動でインポートでき、処理(隔離、アクセス拒否、ログのみから選択可等)ができること。	【意見】 クライアントに対する「サンドボックス解析機能」は要件の記載がないため、認識齟齬が生じないよう、本要件の削除をお願いいたします。 (シ) サンドボックス解析機能で生成された不審ファイルを持つファイルハッシュ、IP、URL等のリストを自動でインポートでき、処理(隔離、アクセス拒否、ログのみから選択可等)ができること。	記載要件を明確にするため。 1)クライアントに対する「サンドボックス解析機能」とありますが、「サンドボックス解析機能」の要件は、調達仕様書及び要件定義書に記載がないと認識しています。 2)本要件を満たす場合は、クライアントに対する「サンドボックス解析機能」を有する機器の調達とそれに関する運用業務も増加し、費用が高額となるため、要件削除をお願いします。	クライアントにおけるサンドボックス解析機能は導入しないため、当該要件は削除します。
64	要件定義書(案)	25	3. 非機能要件の定義 3.6 情報セキュリティに関する事項 3.6.1 不正プログラム対策機能(クライアント) (1) 不正プログラム検知	(ス) クライアント上で不正プログラムと断定できない場合、サンドボックス解析機能への自動連携ができ、該当ファイルがリスクレベル高の不正プログラムとして判定された際には、同クライアントだけでなく他のクライアント、サーバ及びゲートウェイにカスタムシグネチャを自動配布し、防御できること。	【意見】 クライアントに対する「サンドボックス解析機能」は明確に要件記載がないため、認識齟齬が生じないよう、本要件の削除をお願いいたします。 (ス) クライアント上で不正プログラムと断定できない場合、サンドボックス解析機能への自動連携ができ、該当ファイルがリスクレベル高の不正プログラムとして判定された際には、同クライアントだけでなく他のクライアント、サーバ及びゲートウェイにカスタムシグネチャを自動配布し、防御できること。	記載要件を明確にするため。 1)クライアントに対する「サンドボックス解析機能」とありますが、「サンドボックス解析機能」の要件は、調達仕様書及び要件定義書に記載がないと認識しています。 2)本要件を満たす場合は、クライアントに対する「サンドボックス解析機能」を有する機器の調達とそれに関する運用業務も増加し、費用が高額となるため、要件削除をお願いします。	クライアントにおけるサンドボックス解析機能は導入しないため、当該要件は削除します。
65	要件定義書(案)	26	3. 非機能要件の定義 3.6 情報セキュリティに関する事項	3.6.2 不正プログラム対策機能(仮想化基盤)	【質問】 3.6.2 不正プログラム対策機能(仮想化基盤)の要件対象は、仮想サーバと理解していますが、認識に間違いはないでしょうか。	記載要件を明確にするため。 1)本要件の(仮想化基盤)が(仮想サーバ)であることの確認をさせていただきたい。	ご認識のとおりです。
66	要件定義書(案)	27	3. 非機能要件の定義 3.6 情報セキュリティに関する事項 3.6.3 メールセキュリティ対策 (1) 不正プログラム検知	(シ) すべてのメール及び添付ファイルに対して、不正プログラムが検知できること。	【意見】 電子メールの不正プログラム検知について、記載要件の変更をお願いします。 (シ) 電子メールに対して不正プログラム検索を実行し、さらに添付ファイルについてはファイル種別を判断して検知できること。	記載要件を明確にするため。 1)添付ファイルの不正プログラム検知では、暗号化されたファイルを検知できないものがあるため、記載要件の変更をお願いします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (シ) 電子メールに対して不正プログラム検索を実行し、さらに添付ファイルについてはファイル種別を判断して検知できること。
67	要件定義書(案)	29	3. 非機能要件の定義 3.6 情報セキュリティに関する事項 3.6.6 振る舞い検知機能 (1) 基本要件	(ア) インターネット経由のWebアクセスに係るログについて、複数の判定基準による閾値チェックを行い、不正プログラムへの感染の疑いがある通信かどうかを判定できること。	【意見】 記載要件が誤記と考えられ、記載要件の修正をお願いします。 (ア) インターネット経由のWebアクセス時のファイルについて、複数の判定基準による閾値チェックを行い、不正プログラムへの感染の疑いがあるかを判定できること。	記載要件が誤記と考えられるため。 1)振る舞い検知は通信やログに対してではなく、ファイルに潜むマルウェアを検知する機能であることから、本要件は誤記と考えます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (ア) インターネット経由のWebアクセスに係るファイルについて、複数の判定基準による閾値チェックを行い、不正プログラムへの感染の疑いがあるかを判定できること。
68	要件定義書(案)	29	3. 非機能要件の定義 3.6 情報セキュリティに関する事項 3.6.6 振る舞い検知機能 (1) 基本要件	(イ) 不正プログラムへの感染の疑いがある通信と判定された場合、必要に応じて運用担当者に通知できること。	【意見】 記載要件が誤記と考えられ、記載要件の修正をお願いします。 (イ) 不正プログラムの疑いがあるファイルかどうかを判定し、必要に応じて運用担当者に通知できること。	記載要件が誤記と考えられるため。 1)振る舞い検知は通信に対してではなく、ファイルに潜むマルウェアを検知する機能であることから、本要件は誤記と考えます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (イ) 不正プログラムの疑いがあるファイルかどうかを判定し、必要に応じて運用担当者に通知できること。
69	要件定義書(案)	29	3. 非機能要件の定義 3.6 情報セキュリティに関する事項 3.6.6 振る舞い検知機能 (1) 基本要件	(エ) SSL通信については、複合化した上で不正プログラム検査を実施できること。	【意見】 要件緩和をお願いしたく、記載要件の削除をお願いします。 (エ) SSL通信については、複合化した上で不正プログラム検査を実施できること。	要件緩和をお願いするため。 1)振る舞い検知機能要件から、本要件を有する製品の選定はしますが、SSL通信の復号をさせることでハードウェアが高負荷になりやすく、利用者への影響が生じる可能性があります。その対応のために、高機能、スペックの機器を選定する必要が生じ、機器費が想定以上に高額となるため、要件の緩和をお願いします。	当該要件については、機器が機能として有していればよいため、削除せず、設計の内容に含めるかどうかは、設計・構築時に検討します。 なお、字句に誤りがあるため、以下のとおり修正します。 (エ) SSL通信については、復号化した上で不正プログラム検査を実施できること。
70	要件定義書(案)	30	3. 非機能要件の定義 3.6 情報セキュリティに関する事項 3.6.6 振る舞い検知機能 (4) 管理機能	(エ) 管理サーバにおいて、アップデート配信、ロガー元管理、バージョン管理及びポリシー配布のクライアント管理を一元的にできること。	【意見】 要件が誤記の可能性がります。 本要件の削除、又は「3.6.1 不正プログラム対策機能(クライアント)」に要件移動をお願いいたします。 (エ) 管理サーバにおいて、アップデート配信、ロガー元管理、バージョン管理及びポリシー配布のクライアント管理を一元的にできること。	記載要件が誤記と考えられるため。 1)要件の内容が、振る舞い検知機能ではなく、不正プログラム対策機能と見受けられます。	ご意見を踏まえ、当該要件を削除します。
71	要件定義書(案)	30	3. 非機能要件の定義 3.6 情報セキュリティに関する事項 3.6.6 振る舞い検知機能 (4) 管理機能	(オ) クライアントから収集した不正プログラムの検知等のログを、他アプリケーションでも利用可能な形式で出力できること。	【意見】 要件が誤記の可能性がります。 本要件の削除、又は「3.6.1 不正プログラム対策機能(クライアント)」に要件移動をお願いいたします。 (オ) クライアントから収集した不正プログラムの検知等のログを、他アプリケーションでも利用可能な形式で出力できること。	記載要件が誤記と考えられるため。 1)要件の内容が、振る舞い検知機能ではなく、不正プログラム対策機能と見受けられます。	ご意見を踏まえ、当該要件を削除します。当該要件は、ログ管理全般に係るものでしたので、以下のとおり追記します。 3.6.8 ログ取得、管理機能 (エ) 他アプリケーションでも利用可能な形式で出力すること。

「人事院ネットワークシステムの更改整備及び運用・保守業務一式 調達仕様書(案)」に対する意見及び回答

(様式2)

通し番号	資料名	ページ	項番	資料の記載内容	意見又は修正案	理由	回答
72	要件定義書(案)	32	3. 非機能要件の定義 3.6情報セキュリティに関する事項 3.6.13 その他	(イ) 次期システムにおける不正行為の検知、情報セキュリティインシデントの原因の特定等のため、次期システムの利用記録に関する証跡を蓄積し、一定期間保管すること。	【質問】 本要件の「一定期間」は、2.3.8 ログ取得及び管理、に記載に従い、90日以上という認識でよろしいでしょうか。	記載要件を明確にするため。 1)「一定期間」があいまいなため、要件を確認させていただきたい。2.3.8 ログ取得及び管理のログ保管日と同一と認識します。	ご認識のとおりです。
73	要件定義書(案)	32	3.7 情報システム稼働環境に関する事項 3.7.1 サーバ要件 (1) 仮想化基盤要件	(ク) メモリは、本サーバ上で稼働させる仮想マシンをすべて起動した状態で安定稼働させる容量であること。	【意見】 仮想化基盤サーバの安定稼働させる以下の要件追加をお願いします。 (ク) メモリは、本サーバ上で稼働させる仮想マシンをすべて起動した状態で安定稼働させる容量であること。なお、仮想マシンのメモリはオーバーコミットさせないこと。	記載要件を明確にするため。 1)搭載させるメモリ容量を削減に伴い、仮想マシンのメモリをオーバーコミットさせ続け稼働させる事象を生じさせてしまう可能性があります。安定稼働をさせるためには望ましくないため、安定稼働の要件として追加した方がよいと考えます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (ク) メモリは、本サーバ上で稼働させる仮想マシンをすべて起動した状態で安定稼働させる容量であること。なお、仮想マシンのメモリはオーバーコミットさせないこと。
74	要件定義書(案)	40	3.7 情報システム稼働環境に関する事項 3.7.3 ネットワーク機器要件 (7) 振る舞い検知	(ウ) サーバセグメントの通信制御にも使えるよう、10GbpsのEthernetポートを2つ以上接続できること。	【意見】 要件が誤記の可能性があります。 本要件は、「侵入検知及び防御機能」の内容に見受けられますので、振る舞い検知から記載を削除をお願いします。 (ウ) サーバセグメントの通信制御にも使えるよう、10GbpsのEthernetポートを2つ以上接続できること。	記載要件が誤記と考えられるため。 1)振る舞い検知では、通信制御は行いません。通信制御は侵入検知及び防御機能が行う機能のため、本要件は誤記であると考えます。	ご意見を踏まえ、当該要件を削除します。
75	要件定義書(案)	43	3. 非機能要件の定義 3.7 情報システム稼働環境に関する事項 3.7.4 シンククライアント要件 (2) ファットクライアント	① 職員用ファットクライアント・共用ファットクライアント	【質問】 「1.2 拠点単位のクライアント利用者数」-「(注2)」では共用ファットクライアントは仮想デスクトップの対象外とされているが、「3.7.4 クライアント要件」-「(2)ファットクライアント」-「①職員用ファットクライアント・共用ファットクライアント」-「(イ)」では共用ファットクライアントで仮想デスクトップが利用できることとされており、 共用ファットクライアントの仮想デスクトップ利用可否を含めた利用用途やネットワークの接続形態について要件定義書に記載をお願いします。	記載要件を明確にするため。 1)共用ファットクライアントの利用用途やネットワーク接続形態を確認させていただきたくてよろしいでしょうか。	職員用ファットクライアント及び共用ファットクライアントの利用用途について、以下のとおり追記します。 (ネ) 職員用ファットクライアントは、職員が、仮想デスクトップで動作しないソフトウェアであって常態的に利用するものをローカルで利用するために使用する。また、共用ファットクライアントは、USBデバイスを用いた院外とのファイルのやりとり及びファイル転送を用いた院内とのファイルのやりとりを行うために使用し、院内に物理的に接続しない形態とする。 当該要件については、記載に誤りがあるため、以下のとおり修正します。 (イ) 職員用ファットクライアントについては、「2.2.1仮想デスクトップ」が利用できること。
76	要件定義書(案)	43	3. 非機能要件の定義 3.7 情報システム稼働環境に関する事項 3.7.4 シンククライアント要件 (2) ファットクライアント ① 職員用ファットクライアント・共用ファットクライアント	(カ) メモリは、8GB以上搭載できること。	【意見】 メモリの搭載容量について、記載要件の修正をお願いします。 (カ) メモリは、8GB以上搭載すること。	記載要件を明確にするため。 1)職員用ファットクライアント及び共用ファットクライアントについては、運用及び保守の観点から、搭載するメモリ容量を統一することで、ファットクライアント故障時の交換対応、予備機の管理が容易であり、運用負荷の軽減に有用です。 メモリの搭載容量について、要件定義書に記載をお願いします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (カ) メモリは、8GB以上搭載すること。
77	要件定義書(案)	44	3. 非機能要件の定義 3.7 情報システム稼働環境に関する事項 3.7.4 シンククライアント要件 (2) ファットクライアント ① 職員用ファットクライアント・共用ファットクライアント	(ニ) 端末紛失時における情報漏えい防止等のため、端末にデータを保持させない仕組みであること。	【質問】 本要件は、「2.2.1 仮想デスクトップ」-「(ナ)」に記載のとおり、ファットクライアントの仕組みについては、受注後に別途協議させていただくことでよろしいでしょうか。	記載要件を明確にするため。 1)ファットクライアントの仕組みについては、ファットクライアントの利用内容踏まえて受注後貴院と協議させていただき、対応内容を確認させていただきたい。 2)その場合には、調達品以上を使つての仕組みは、構築できないと貴院が認識されていると考えています。	ご認識のとおりですが、ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。 (ニ) 端末紛失時における情報漏えい防止等のため、端末にデータを保持させない仕組みであること。なお、具体的な方法は、受注後に主管課と協議の上、決定すること。
78	要件定義書(案)	45	3. 非機能要件の定義 3.7 情報システム稼働環境に関する事項 3.7.5 その他ハードウェア要件 (2) 無停電電源装置(UPS)	(ウ) 電源ユニットを複数持つ機器については、無停電電源装置1台に故障が発生しても継続稼働できるよう、2系統以上の電源供給ラインを確保できること。	【質問】 本要件は、電源ユニットを複数持つ機器については、無停電電源装置1台から電源を供給させるのではなく、1系統は無停電電源装置、さらに1系統は商用電源から電源を供給させるなどを行い、無停電電源装置1台が故障した場合も機器への電源供給が継続できることで要件を満たすとの認識でよろしいでしょうか。	記載要件を明確にするため。 1)電源供給ラインの確保の確認をさせていただきたい。	ご認識のとおりです。
79	要件定義書(案)	53	3. 非機能要件の定義 3.13 運用に関する事項 3.13.2 定常運用業務 (8) 定期停電対応	(ア) 定期停電対応について、計画に基づき機器の停止及び起動を行うこと	【質問】 定期停電対応は運用担当者の常駐時間帯ではなく、閉庁後もしくは閉庁日を想定しておりますが、認識に間違いありませんでしょうか。	記載要件を明確にするため。 1)定期停電対応は、運用時間外で行われる認識ですが、現在の要件では、運用時間内と認識されるため、確認をさせていただきたい。	ご認識のとおりです。ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (ア) 定期停電対応について、計画に基づき機器の停止及び起動を行うこと。なお、定期停電対応は、閉庁日の業務時間後及び閉庁日に実施する。
80	要件定義書(案)	54	3. 非機能要件の定義 3.13 運用に関する事項 3.13.3 非定常業務 (6) ネットワークプリンタ設定	(ア) 人事院の指示に基づき、ネットワークプリンタを利用できるようプリンタサーバへの設定を行うこと。	【質問】 プリントサーバは表4 次期システムとして提供する機能の一覧に記載がないため、調達範囲外と理解しておりますが、認識に間違いありませんでしょうか。	記載要件を明確にするため。 1)プリントサーバの要件が記載されていないため、誤記と考えられます。現在の記載要件では、プリントサーバは要件としていないため、範囲外と認識しています。	ご意見を踏まえ、当該要件を削除します。

「人事院ネットワークシステムの更改整備及び運用・保守業務一式 調達仕様書(案)」に対する意見及び回答

(様式2)

通し番号	資料名	ページ	項番	資料の記載内容	意見又は修正案	理由	回答
81	要件定義書(案)	54	3. 非機能要件の定義 3.13 運用に関する事項 3.13.3 非定常業務 (7) 証跡管理	(イ) 職員用シンクライアント及び職員用ファットクライアントのアクセスログ	【質問】 「職員用シンクライアント及び職員用ファットクライアントのアクセスログ」とありますが、「仮想デスクトップ及び職員用ファットクライアントのアクセスログ」の認識でよろしいでしょうか。	記載要件を明確にするため。 1)職員用シンクライアントは仮想デスクトップを利用するものであり、その仮想デスクトップへのアクセスログの認識です。 その認識で正しいかを確認させてください。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (イ) ログの取得対象は以下を想定しているが、主管課と協議の上、決定すること。 ・ 仮想デスクトップ及び職員用ファットクライアントに関するログ ・ サーバ、ネットワーク機器等に関するログ 等
82	要件定義書(案)	54	3. 非機能要件の定義 3.13 運用に関する事項 3.13.3 非定常業務 (9) 人事院ホームページに対するパッチ適用	(ア) 平成31年1月以降に政府共通PF内に新たに構築される人事院ホームページへのOS等のパッチ適用を行うこと。なお、パッチ適用方法等の詳細は、主管課と協議の上、決定すること。	【質問】 No.2【質問】と同様 「政府共通PF 人事院ホームページ」が運用の範囲になっておりますが、運用で適用するパッチの媒体や手順書はご提供いただけますでしょうか。(これから調達される場合は、当該内容を相手側仕様書に入れ込んでいただけますでしょうか。)	記載要件を明確にするため。 1)「政府共通PF 人事院ホームページ」の機器やその上で動作しているソフトウェアが不明なため、セキュリティパッチ適用の要件だけでは、作業工数が見積れません。 2)パッチ適用後の正常性確認が、構築ベンダーでないとわからない可能性があり、作業の安全性が確認されている内容が責任範囲として明確になります。 3)「政府共通PF 人事院ホームページ」機器の設計・構築内容が不明であるため、提示を受けたパッチを使用し、パッチ適用作業を安全に実施するための作業手順書の提供をお願いしたい。	パッチの媒体及び手順書を提供します。なお、パッチ適用においては、対象のパッチの適用が完了しているかどうかを確認していただきます。
83	要件定義書(案)	57	3. 非機能要件の定義 3.14 保守に関する事項 3.14.1 保守概要	(ア) 安定したサポートの実現及び保守サービスの品質維持のために、本調達で導入する機器に関しては、製造元が提供する標準保守サービスを購入すること。	【質問】 「標準保守サービス」とありますが、標準保守サービスの基準をご教授いただけませんか。	記載要件を明確にするため。 1)保守サービスのレベルにより、保守費の価格が大きく異なるため、貴院が求める保守サービスをご教授いただけませんか。 2)機器によっては、24時間365日の保守サービスが必要であると考えます。	要件を明確にするため、当該要件を以下のとおり修正します。 (ア)「仮想デスクトップにログインの上、ファイルサーバのファイルにアクセスして業務を行う」のに必要な機器等(ただし、端末及びエッジスイッチを除く。)については、24時間365日の保守対応を可能とすること。端末を除くその他の機器等については、原則として、開庁日の午前9時から午後5時までのオンサイト対応とする。端末については、原則として、翌開庁日の午前9時から午後5時までのオンサイトで、修理、交換又は調整を行うこと。
84	要件定義書(案)	59	3. 非機能要件の定義 3.14 保守に関する事項 3.14.4 障害発生時対応	(ア) 保守担当者は運用担当者が実施する切分けの結果、機器等に起因する異常と判明した場合、原因調査及び復旧対応を行うこと。なお、通信回線、プリンタ等の障害において、原因の特定や基盤側の設定変更等、必要に応じて運用担当者は協力の上、確実かつ早期復旧に向け対応すること。	【質問】 運用担当者は通信回線およびプリンタ障害に関わる障害においては、基盤側に係わる対応を行い、通信回線の復旧およびプリンタ機器の復旧は対象外という認識で宜しいでしょうか。	記載要件を明確にするため。 1)通信回線やプリンタについては、本調達の対象外とされていることから、復旧業務についても対象外とも認識です。	ご認識のとおりです。

※ 同じ箇所について複数の質問がある場合には、行を分けて記入すること。

※ 行が不足する場合には、適宜追加すること。